

福井県報

号外第 58 号

令和 7 年

7 月 11 日(金)

火曜日発行

— 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

条 例

※福井県県税条例等の一部を改正する条例（29・税務課）	3
※附属機関に関する条例の一部を改正する条例（30・人事課）	6
※福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公 営に関する条例の一部を改正する条例（31・市町協働課）	7
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う 関係条例の整備に関する条例（32・障がい福祉課）	9
※福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（33・港湾空港課）	10
※福井県立学校設置条例の一部を改正する条例（34・義務教育課）	12
※警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（35・ 警察本部警務課）	13
※警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例（36・同）	14

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例等の一部を改正する条例（条例第29号 税務課）

- 1 県民税の所得控除に「特定親族特別控除」を追加することとした。（第19条関係）
- 2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

◇附属機関に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号 人事課）

- 1 福井県いじめ再調査委員会を設置することとした。（第2条関係）
- 2 福井県いじめ調査専門委員会を設置することとした。（第3条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号 市町協働課）

- 1 個人演説会告知用ポスターに係る規定を削除することとした。（第1条関係）
- 2 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第5条関係）
- 3 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第6条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は令和8年1月1日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第32号 障がい福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴う就労選択支援サービスの新設に伴い、福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年条例第65号）および福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例（平成24年条例第66号）について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

◇福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第33号 港湾空港課）

- 1 港湾施設（別表第3の棧橋または船揚場および別表第4の船揚場・浮桟橋）の利用料金の額を改定することとした。（第18条、第22条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第34号 義務教育課）

- 1 福井県立若杉中学校を設置することとした。（第1条関係）

2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

◇警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号 警察本部警務課）

1 建替え移転に伴い、福井県大野警察署の位置を変更することとした。（第1条関係）

2 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行することとした。

◇警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号 警察本部警務課）

1 警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正等に伴い、制服スカートの支給を廃止することとした。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福井県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第29号

福井県県税条例等の一部を改正する条例

(福井県県税条例の一部改正)

第1条 福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県民税の納税義務者等) 第17条 (略) 2 (略) 3 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>および敷地分割組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。 4・5 (略) (所得控除) 第19条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、<u>特定親族特別控除額</u>および基礎控除額を控除する。 (寄附金税額控除の対象となる寄附金) 第20条の3 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、	(県民税の納税義務者等) 第17条 (略) 2 (略) 3 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>および敷地分割組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。 4・5 (略) (所得控除) 第19条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額および基礎控除額を控除する。 (寄附金税額控除の対象となる寄附金) 第20条の3 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、

所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第8条の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) (略)

2～4 (略)

附 則

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第8条の5 令和8年4月1日以後に第78条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこ(同条第3項第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第79条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第78条第3項第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定する方法により直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ(第79条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについて

所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) (略)

2～4 (略)

附 則

第8条の5および第8条の6 削除

は、同項第２号ただし書の規定は、適用しない。 第８条の６ 削除	
(福井県県税条例の一部を改正する条例の一部改正) 第２条 福井県県税条例の一部を改正する条例（令和６年福井県条例第３２号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
附 則 （事業税に関する経過措置） 第２条 （略） ２・３ （略） ４ 改正後の条例第４２条第１項第１号イ（地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第３条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「８年新法」という。）附則第８条の３の３の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が１億円以下のものもしくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものまたは前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（同号イ（８年新法附則第８条の３の３の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が１億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものに限る。）のうち同号イ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に開始する各事業年度分の事業税について８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和８年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の３分の２に相当する金額（当該金額に１００円未満の端数がある場合または当該金額の全額が１００円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和８年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に開始する各事業年度分の事業税について８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和９年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の３分の１に相当する金額（当該金額に１００円未満の端数がある場合または当該金額の全額が１００円	附 則 （事業税に関する経過措置） 第２条 （略） ２・３ （略） ４ 改正後の条例第４２条第１項第１号イ（地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第３条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「８年新法」という。）附則第８条の３の３の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が１億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないもののうち同号イ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に開始する各事業年度分の事業税について８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和８年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の３分の２に相当する金額（当該金額に１００円未満の端数がある場合または当該金額の全額が１００円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和８年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に開始する各事業年度分の事業税について８年新法第７２条の２５、第７２条の２８または第７２条の２９の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和９年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の３分の１に相当する金額（当該金額に１００円未満の端数がある場合または当該金額の全額が１００円

未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

附 則
(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中福井県県税条例附則第8条の5および附則第8条の6の改正規定、第2条の規定ならびに附則第4条の規定 令和8年4月1日
 - (2) 第1条中福井県県税条例第17条の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日
 - (3) 第1条中福井県県税条例第20条の3の改正規定および次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（県民税に関する経過措置）
- 第2条 第1条の規定による改正前の福井県県税条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第20条の3第1項第2号の公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出した金銭については、改正前の条例第20条の3第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託」とあるのは、「福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第29号）附則第2条の公益信託」とする。
- 第3条 第1条の規定による改正後の福井県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第19条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する経過措置)
- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第8条の5第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、福井県県税条例第78条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および改正後の条例附則第8条の5の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 福井県県税条例第80条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第8条の5第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 改正後の条例附則第8条の5の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和7年7月11日
福井県知事 杉本 達治

福井県条例第30号
附属機関に関する条例の一部を改正する条例
附属機関に関する条例（昭和28年福井県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(知事の附属機関)		(知事の附属機関)	
第2条 知事の附属機関として、次のものを置く。		第2条 知事の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担任意務	名称	担任意務

福井県自治紛争処理委員	(略)	福井県自治紛争処理委員	(略)
福井県いじめ再調査委員会	<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の調査の結果についての調査審議に関する事務</u>		
福井県選手強化対策委員会	(略)	福井県選手強化対策委員会	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(教育委員会の附属機関)		(教育委員会の附属機関)	
第3条 教育委員会の附属機関として、次のものを置く。		第3条 教育委員会の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担任意務	名称	担任意務
福井県高等学校教育問題協議会	(略)	福井県高等学校教育問題協議会	(略)
福井県いじめ調査専門委員会	<u>いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づくいじめの重大事態についての調査審議に関する事務</u>		
福井県産業教育審議会	(略)	福井県産業教育審議会	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月11日
福井県知事 杉本 達治

福井県条例第31号

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項および第143条第15項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用および <u>法第143条第1項第5号のポスター</u> （以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営ならびに法第142条第11項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における同	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項および第143条第15項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用 <u>ならびに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（福井県知事の選挙の場合に限る。）および同項第5号のポスター</u> （以下これらを「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公

条第1項第3号および同項第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第5条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第6条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭

営ならびに法第142条第11項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における同条第1項第3号および同項第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第5条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第6条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円62銭</u> にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に <u>41万9,000円</u> を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）	(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u> にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に <u>38万6,500円</u> を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）
---	---

附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第5条および第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。	
---	--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。 令和7年7月11日 福井県知事 杉本 達治 福井県条例第32号	
---	--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正) 第1条 福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第65号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
---	--

改正後	改正前
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第6条、第7条、<u>第10条、第11条および第12条から第17条までに規定する事業を行うものに限る。</u>）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 (略) 第11条 (略) <u>(指定就労選択支援の事業の基準)</u> <u>第11条の2 指定就労選択支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。</u> (指定就労移行支援の事業の基準) 第12条 (略)	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第6条、第7条および<u>第10条から第17条までに規定する事業を行うものに限る。</u>）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 (略) 第11条 (略) (指定就労移行支援の事業の基準) 第12条 (略)

(福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例の一部改正) 第2条 福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第66号）の一部を次のように改正する。	
--	--

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業者(次条から第7条および第8条から第10条までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 (略) 第7条 (略) <u>(就労選択支援の事業の基準)</u> <u>第7条の2 就労選択支援の事業の設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。</u> (就労移行支援の事業の基準) 第8条 (略)	(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 障害福祉サービス事業者(次条から第10条までに規定する事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3 (略) 第7条 (略) (就労移行支援の事業の基準) 第8条 (略)

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第33号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福井県港湾施設管理条例(昭和37年福井県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第18条、第22条関係)			別表第3(第18条、第22条関係)		
施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額	施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 棧橋または 船揚場	ディンギー型ヨット		1 棧橋または 船揚場	ディンギー型ヨット	
	一般使用 1隻1日につき	<u>1,900円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>1,700円</u>
	専用使用 1隻1月につき	<u>9,700円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>8,500円</u>
	1隻1年につき	<u>9万7,000円</u>		1隻1年につき	<u>8万5,000円</u>
	ディンギー型ヨット以外のヨット およびモーターボート 艇長5メートル未満のもの			ディンギー型ヨット以外のヨット およびモーターボート 艇長5メートル未満のもの	

		一般使用 1隻1日につき	<u>3,900円</u>			一般使用 1隻1日につき	<u>3,400円</u>
		専用使用 1隻1月につき	<u>1万9,500円</u>			専用使用 1隻1月につき	<u>1万7,000円</u>
		1隻1年につき	<u>19万5,000円</u>			1隻1年につき	<u>17万円</u>
		艇長5メートル以上6メートル未満のもの				艇長5メートル以上6メートル未満のもの	
		一般使用 1隻1日につき	<u>4,400円</u>			一般使用 1隻1日につき	<u>3,900円</u>
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万2,400円</u>			専用使用 1隻1月につき	<u>1万9,500円</u>
		1隻1年につき	<u>22万4,000円</u>			1隻1年につき	<u>19万5,000円</u>
		艇長6メートル以上7メートル未満のもの				艇長6メートル以上7メートル未満のもの	
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,100円</u>			一般使用 1隻1日につき	<u>4,500円</u>
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,800円</u>			専用使用 1隻1月につき	<u>2万2,500円</u>
		1隻1年につき	<u>25万8,000円</u>			1隻1年につき	<u>22万5,000円</u>
		艇長7メートル以上8メートル未満のもの				艇長7メートル以上8メートル未満のもの	
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,700円</u>			一般使用 1隻1日につき	<u>5,000円</u>
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万8,700円</u>			専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,000円</u>
		1隻1年につき	<u>28万7,000円</u>			1隻1年につき	<u>25万円</u>
		艇長8メートル以上のもの				艇長8メートル以上のもの	
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,700円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、1,900円を加算した額</u>			一般使用 1隻1日につき	<u>5,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、1,700円を加算した額</u>
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万8,700円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、9,700円を加算した額</u>			専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、8,500円を加算した額</u>
		1隻1年につき	<u>28万7,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、9万7,000円を加算した額</u>			1隻1年につき	<u>25万円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、8万5,000円を加算した額</u>
			（浮桟橋にあっては、中欄に掲げる区分に従い当該区分ごとに定める額に				（浮桟橋にあっては、中欄に掲げる区分に従い当該区分ごとに定める額に、それぞれの2割

		、それぞれの2割に相当する額を加算した額			に相当する額を加算した額
2～6（略）	(略)	(略)	2～6（略）	(略)	(略)
備考 1～6（略） 別表第4（第18条、第22条関係）			備考 1～6（略） 別表第4（第18条、第22条関係）		
施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額	施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 船揚場	艇長7メートル未満のもの 1隻1月につき 1隻1年につき 艇長7メートル以上のもの 1隻1月につき 1隻1年につき	<u>6,700円</u> <u>6万7,000円</u> <u>8,600円</u> <u>8万6,000円</u>	1 船揚場	艇長7メートル未満のもの 1隻1月につき 1隻1年につき 艇長7メートル以上のもの 1隻1月につき 1隻1年につき	<u>5,900円</u> <u>5万9,000円</u> <u>7,500円</u> <u>7万5,000円</u>
2 浮桟橋	艇長7メートル未満のもの 1隻1月につき 1隻1年につき 艇長7メートル以上のもの 1隻1月につき 1隻1年につき	<u>1万9,000円</u> <u>19万円</u> <u>2万4,100円</u> <u>24万1,000円</u>	2 浮桟橋	艇長7メートル未満のもの 1隻1月につき 1隻1年につき 艇長7メートル以上のもの 1隻1月につき 1隻1年につき	<u>1万6,600円</u> <u>16万6,000円</u> <u>2万1,000円</u> <u>21万円</u>
備考 1・2（略）			備考 1・2（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第34号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例（昭和28年福井県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1)・(2)（略）	（設置） 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1)・(2)（略）

(3) 中学校 名 称 位 置 福井県立高志中学校 (略) 福井県立若杉中学校 福井市若杉町			(3) 中学校 名 称 位 置 福井県立高志中学校 (略)																																						
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 (福井県立高等学校等授業料等徴収条例の一部改正) 2 福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																																									
改正後			改正前																																						
(趣旨) 第1条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料ならびに福井県立中学校（福井県立若杉中学校を除く。以下「県立中学校」という。）の入学審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。			(趣旨) 第1条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料ならびに福井県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。																																						
警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和7年7月11日 福井県知事 杉本 達治 福井県条例第35号 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和29年福井県条例第37号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																																									
改正後			改正前																																						
(名称、位置および管轄区域) 第1条 警察署の名称、位置および管轄区域は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td><td>管轄区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県福井南警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県大野警察署</td><td>大野市<u>中保</u></td><td>大野市</td></tr><tr><td>福井県勝山警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			名称	位置	管轄区域	(略)	(略)	(略)	福井県福井南警察署	(略)	(略)	福井県大野警察署	大野市 <u>中保</u>	大野市	福井県勝山警察署	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(名称、位置および管轄区域) 第1条 警察署の名称、位置および管轄区域は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>位置</td><td>管轄区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県福井南警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福井県大野警察署</td><td>大野市<u>友江</u></td><td>大野市</td></tr><tr><td>福井県勝山警察署</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			名称	位置	管轄区域	(略)	(略)	(略)	福井県福井南警察署	(略)	(略)	福井県大野警察署	大野市 <u>友江</u>	大野市	福井県勝山警察署	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	位置	管轄区域																																							
(略)	(略)	(略)																																							
福井県福井南警察署	(略)	(略)																																							
福井県大野警察署	大野市 <u>中保</u>	大野市																																							
福井県勝山警察署	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
名称	位置	管轄区域																																							
(略)	(略)	(略)																																							
福井県福井南警察署	(略)	(略)																																							
福井県大野警察署	大野市 <u>友江</u>	大野市																																							
福井県勝山警察署	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
附 則 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。																																									

警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年7月11日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第36号

警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例

警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和29年福井県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給品の品目、員数および使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服および夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 （支給の方法） 第3条 支給品は、現品をもって支給する。ただし、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、<u>靴下、長靴および短靴</u>については、代料をもって支給することができる。 2～4 （略） （貸与する品目） 第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1（階級章および識別章については、各3）とする。 (1)～(6) （略） (7) <u>拳銃</u> (8) （略） (9) <u>拳銃つりひも</u> 2・3 （略） （支給品および貸与品の取扱責任） 第7条 使用期間の満了しない支給品または貸与品の全部または一部を滅失し、または<u>毀損</u>した場合その他特別の必要がある場合には、これに<u>代わる</u>支給品を支給し、または貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失または<u>毀損</u>が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は滅失し、または<u>毀損</u>した支給品または貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなけれ	（支給品の品目、員数および使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服および夏服ズボン<u>または夏服スカート</u>については2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 （支給の方法） 第3条 支給品は、現品をもって支給する。ただし、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、<u>くつ下、長ぐつおよび短ぐつ</u>については、代料をもって支給することができる。 2～4 （略） （貸与する品目） 第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1（階級章および識別章については、各3）とする。 (1)～(6) （略） (7) <u>けん銃</u> (8) （略） (9) <u>けん銃つりひも</u> (10) <u>ショルダーバック（女子に限る。）</u> 2・3 （略） （支給品および貸与品の取扱責任） 第7条 使用期間の満了しない支給品または貸与品の全部または一部を滅失し、または<u>き損</u>した場合その他特別の必要がある場合には、これに<u>代る</u>支給品を支給し、または貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失または<u>き損</u>が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は滅失し、または<u>き損</u>した支給品または貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなけれ

ればならない。

ばならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

